

## 第8回木曽川下流水防災協議会

---

～「木曽三川下流部の取組方針」  
令和3年度のフォローアップ～

# (1) 取組方針の概要

## 背景

- ・平成27年9月関東・東北豪雨災害では、鬼怒川において越水や堤防決壊等により浸水戸数は約一万棟、孤立救助者数は約四千人となる等、甚大な被害が発生したことを踏まえ、平成27年12月11日に「水防災意識社会再構築ビジョン」が策定された。

## 平成28年7月6日 木曾川下流水防災協議会 設立

※本会議は、水防法（昭和24年法律第193号）第15条の9及び第15条の10に基づく大規模氾濫減災協議会である

## 目的（規約第2条）

- ・関係市町村や県が連携して減災のための目標を共有し、ハード・ソフトを一体的かつ計画的に推進するための協議・情報共有を行い「水防災意識社会」を再構築することを目的とする。

## 実施事項（規約第5条）

- 1) 現状の水害リスク情報や取組状況の共有
- 2) 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑かつ迅速な氾濫水の排水を実現するために各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた「木曾三川下流部の取組方針」の作成
- 3) 「木曾三川下流部の取組方針」に基づく対策の実施状況のフォローアップ
- 4) その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項

# (1) 取組方針の概要

## 「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく木曾三川下流部の取組方針について

本協議会では、水防災に関する現状及び課題を踏まえ、円滑かつ迅速な避難や的確な水防活動等を実施するために、令和7年までに各構成機関がそれぞれ又は連携して取り組む事項について検討を進め、今般、「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく木曾三川下流部の取組方針」としてとりまとめたものである。

このような推進体制のもと、平成28年度から令和2年度までの取組進捗を踏まえ、令和3年度から令和7年度までの主な取組についての骨子は以下のとおりである。

- ① 洪水・高潮による人的被害の軽減に向けた避難行動（広域避難含む）のための取組を進めていく。
- ② 迅速な避難と被害の最小化に向けた地域住民の防災意識向上のための取組を進めていく。
- ③ 洪水・高潮による社会経済被害の軽減のための迅速な水防・排水活動の取組を進めていく。
- ④ 河川管理者によるハード対策（洪水氾濫を未然に防ぐ対策、危機管理型ハード対策、その他防災・減災に備えるハード対策）を進めていく。

・各構成機関は、本取組方針に基づき連携して減災対策に取り組み、毎年出水期前に開催する協議会において、対策の進捗状況の共有や、必要に応じて本取組方針の見直しを行うなどのフォローアップを行い、水防災意識を高めていくこととしている。

※なお本取組方針は、本協議会規約第 5 条に基づき作成したものである。

# (1) 取組方針の概要

## 令和3年8月31日 木曾川下流部の取組方針を策定

### 減災のための目標

防災訓練や防災教育の実施、住民一人一人の避難行動の認識の徹底、被災者、企業の早期生活再建を支援するためのライフラインの早期復旧などについても検討を実施する。

令和7年度までに、木曾三川下流部の大規模な水害に対し、これまで以上に管内の自治体と連携し、「住民の防災意識の向上」、「人的被害・社会経済被害の最小化」、「逃げ遅れによる人的被害ゼロの実現」を目指すものとする。

### 5年間（令和7年まで）で達成すべき目標

木曾三川下流部の大規模な水害に対し、これまで以上に管内の自治体等と連携し、「住民の防災意識の向上」、「人的被害・社会経済被害の最小化」、「逃げ遅れによる人的被害ゼロの実現」を目指す。

- ※大規模な水害 : 想定し得る最大規模の降雨に伴う高潮・洪水による氾濫被害
- ※人的被害の最小化 : 大規模な水害が発生した際の人的被害を少しでも軽減
- ※社会経済被害の最小化 : 大規模な水害による社会経済被害を軽減し、早期に再開できる状態

### ○上記目標達成に向けた3本柱の目標

- 1) 洪水・高潮による人的被害の軽減に向けた避難行動（広域避難含む）のための取組
- 2) 迅速な避難と被害の最小化に向けた地域住民の防災意識向上のための取組
- 3) 洪水・高潮による社会経済被害の軽減のための迅速な水防・排水活動の取組

### ○今後5年間で河川管理者が実施するハード対策

（洪水氾濫を未然に防ぐ対策、危機管理型ハード対策、その他防災・減災に備えるハード対策）

## (2) 平成28年度～令和3年度の主な取組成果

### ◆ すべての自治体で実施している項目

ホットラインの事前調整・情報周知 (1-B)、タイムラインの作成 (1-C) ハザードマップの策定 (2-A)、防災・減災について住民の意識向上のための出前講座などの実施 (2-E)、重要水防箇所の認知 (3-D)、浸水時の耐水対策の推進 (3-E)、排水設備の情報の共有 (4-A)

### ◆ 多くの自治体で実施している項目

洪水予報の提供・住民の理解向上 (1-A)、ハザードマップの全戸配布 (2-A)、CCTV カメラ映像の公開と高度化、情報の入手、活用方法の周知 (2-C)、避難に関する訓練 (2-G)、水防警報の提供 (3-A)、防災拠点等の整備 (5-C)

### ◆ 一部の自治体で実施 (すべての自治体で未実施を含む) している項目

ホットラインの訓練 (1-B)、タイムラインの訓練、課題抽出 (1-C)、観光客 (外国人等) への情報提供 (2-B)、学校防災教育に関わるツールの作成など (2-F)、避難誘導體制の検討 (3-B)、地域BCPの策定状況 (4-D)、洪水氾濫を未然に防ぐ対策 (5-A)、災害時の情報共有のルール策定状況 (5-D)

凡  
例

- 1) 洪水・高潮による人的被害の軽減に向けた避難行動 (広域避難含む) のための取組
- 2) 迅速な避難と被害の最小化に向けた地域住民の防災意識向上のための取組
- 3) 洪水・高潮による社会経済被害の軽減のための迅速な水防・排水活動の取組
- 4) 河川管理者によるハード対策

事項	項目	内容	区分	概ね5年間で実施する取組										気象台		
				課題										取組状況(R03)	取組状況(R03)	取組状況(R03)
				取組状況(R03) 水資源機構中部支社	取組状況(R03) 桑名市	取組状況(R03) 海津市	取組状況(R03) 弥富市	取組状況(R03) 愛西市	取組状況(R03) 木曾町	取組状況(R03) 津島市	取組状況(R03) 藍江町	取組状況(R03) 飛鳥村	取組状況(R03) 岐阜地方気象台	取組状況(R03) 名古屋地方気象台	取組状況(R03) 津地方気象台	
情報伝達・避難計画等に関する事項	河川水位等の情報提供等	洪水予報の提供	・発表している内容や用語等の情報が分かりにくい ・公開した洪水予報に関する情報を住民が入手していない ・洪水予報の意味や洪水予報を踏まえ対応すべきことに対し、住民の理解の向上が必要 ・洪水時のダム操作など防災施設の機能等について住民の理解が必要	1-A	水防計画に洪水予報を位置付け ⇒R2年度版あり	水防計画に洪水予報を位置付け  R5.3月にハザードマップを全戸配布して理解向上を図る。	出前講座や職員防災教育などで職員、住民に周知し早めの避難の促進に役立てていく。	出前講座や市広報紙で啓発していく。	・水防計画に洪水予報を位置付け、ハザードマップの作成 ・広報誌等による周知	出前講座や防災映像、市広報誌等で啓発していく。	住民に対して、防災講習会等により関連知識、情報の入手手段等について引き続き普及に努める ⇒取組として防災講習会を策定 今後は、河川管理者等との調整予定	村独自のタイムラインは策定済み ⇒取組としてタイムラインを策定 今後は、河川管理者等との調整予定	岐阜県や防災関係機関、報道機関への確実な伝達	気象庁HPを通じて防災気象情報の提供、及び、住民への情報理解促進のための周知・広報やツールの提供	気象庁HPを通じて防災気象情報の提供、及び、住民への情報理解促進のための周知・広報やツールの提供	
	ホットラインの実施	・ホットラインにおける報告内容に関する事前調整が不十分 ・ホットラインの訓練が未実施	1-B	ホットラインの位置付けについて首長を含む役所内に周知	関係組織連絡先を「災害対策本部必携」に載せてある。 ・台風関係組織より情報提供あり	ホットラインについて首長に周知	ホットラインについて首長に周知	ホットラインについて、首長・関係管理職に周知 ⇒年度当初に関係者に周知	年度当初にホットラインの位置付けについて首長に周知済み ⇒年度当初に毎年周知するように改善	首長、関係管理職等に開設を周知	・ホットラインについて、首長・関係管理職に周知 ⇒関係管理職が追加	・全市町村の首長とのホットラインの番号確認	県内首長との懇談を通じてホットライン実施の説明、電話番号確認	県内首長との懇談を通じてホットライン実施の説明、電話番号確認		
	タイムラインの策定	・作成したタイムラインの運用として、訓練や課題の抽出などが未実施	1-C	・H28.5に木曾川下流河川事務所との間でタイムラインを策定 令和3年度に桑名市版風水害用タイムラインを作成。	木曾川下流河川事務所との間でタイムライン策定済(H28段階)	木曾川下流河川事務所との間でタイムライン策定済(H28段階)	H29年5月に木曾川下流河川事務所との間でタイムライン策定済	木曾川下流河川事務所との間でタイムライン策定済(H28段階)	木曾川下流河川事務所との間でタイムライン策定済(H28段階)	・国、県等の助言を受けH29年度策定後、今後、状況の変化に応じた改訂を実施 ・運用、訓練を通じて検証実施、必要があれば修正	・木曾川下流河川事務所との間でタイムライン策定済 ・村独自のタイムラインも策定済	岐阜県タイムライン策定への助言・協力	愛知県水害対応タイムライン策定への助言・協力 ⇒市町村担当者会議、ワークショップなどを通じて、防災気象情報の理解・利用の促進を継続実施。	三重県水害対応タイムライン策定への助言・協力		
	避難勧告等の発令	避難勧告等の発令	・各市町村の避難指示等の発令状況が、河川管理者、各市町村間で適時・適切に把握できていない ・発令状況伝達ルールが確立できていない	1-D	H28.5に木曾川下流河川事務所との間でタイムラインを策定済(H28段階)	タイムライン策定済(H28段階)	木曾川下流河川事務所との間でタイムライン策定済(H28段階)	木曾川下流河川事務所との間でタイムライン策定済	町のタイムラインと洪水予報等を活用した河川管理者との合同訓練	木曾川下流河川事務所との間でタイムライン策定済	・木曾川下流河川事務所との間でタイムライン策定済 ・村独自のタイムラインも策定済み	・木曾川下流河川事務所との間でタイムライン策定済 ・国、県等の助言を受け29年度策定、今後、状況の変化に応じた改訂を実施				
	避難勧告等の発令	・犠牲者ゼロ実現に向け、気象情報を活用した早期避難(台風上陸 36〜24 時間前)の意思決定基準を定めることが必要 ・管内各市町村の連携のもとで整合がとれた広域避難の意思決定を行うとともに、国や県なども含めた意思決定体制および指揮系統を整備することが必要	1-E	地域防災計画に避難勧告等の発令基準を記載 ⇒R2.2版あり ⇒R3.11版あり	地域防災計画に避難勧告等の発令基準を記載 ⇒R2.2版あり ⇒R3.11版あり	地域防災計画に避難指示等の発令基準を記載 ⇒R3.3版あり ⇒R4.3版あり	・現行の避難勧告等の判断・伝達マニュアル発令基準についてR2年度に見直しを行う。 ⇒R2.3版あり ⇒自主的広域避難情報の判断基準の記載をした「避難情報に関するマニュアル」R3.11版作成	・避難指示等の判断・伝達マニュアルに発令基準を記載 ・町タイムライン、桑名2市2町広域避難タイムライン及び木曾三川下流部高潮・洪水災害広域避難計画の整理	避難勧告等の判断・伝達マニュアルに発令基準を記載 ⇒R2.2版あり ⇒R3.9月版作成済み	・避難勧告等の判断・伝達マニュアルに必要な事項を記載 ⇒R3.9「避難情報の発令・伝達マニュアル」に変更 ・広域避難に関する具体的な検討を開始	地域防災計画に避難指示勧告等の発令基準を記載 ⇒R2.3版あり	依頼のあった自治体の地域防災計画について助言	依頼のあった自治体の地域防災計画について助言	依頼のあった自治体の地域防災計画について助言		
広域避難	避難場所の指定状況	・避難先の選定、拡充を図ることが必要 ・地区単位での避難先および避難経路の設定が必要 ・逃げ遅れた住民の避難誘導に向けて、自宅や高層建物への垂直避難当の緊急避難の方針、誘導方策の検討が必要 ・要配慮者利用施設における利用者の避難行動の計画が必要 ・避難先市町村と要配慮者施設の連携した訓練の実施	1-F		浸水想定区域外への事前避難について、住民に対する啓発を推進	浸水想定区域外への事前避難について、住民に対する啓発を推進	木曾三川下流部広域避難実現プロジェクト、東海ネーデルランド協議会等を通じて検討を継続	木曾三川下流部広域避難実現プロジェクト、東海ネーデルランド協議会等を通じて検討を継続	木曾三川下流部広域避難に関する協定締結を検討	・浸水想定区域外への事前避難について、住民に対する啓発を推進 ・避難確保計画、個別避難計画の作成の推進	「木曾三川下流部広域避難実現プロジェクト」で広域避難の意思決定タイミング等の検討					
大規模台風による高潮・洪水からの広域避難を実現するための取組	・避難先、避難誘導の方法、避難の手段、避難に必要なとなる協定・設備等の多岐にわたる調整が必要 ・地域防災計画等への反映等、実効性の確保が課題 ・広域避難の必要性について、十分な周知がなされていない	1-G	避難先市町村と域避難に関する協定締結を検討	木曾三川下流部広域避難実現プロジェクト、東海ネーデルランド協議会等を通じて検討を継続	木曾三川下流部広域避難実現プロジェクト、東海ネーデルランド協議会等を通じて検討を継続	防災ガイドブック避難のタイミングを活用した周知の徹底	避難先市町村との広域避難に関する協定締結を検討	木曾三川下流部広域避難実現プロジェクト、東海ネーデルランド協議会等を通じて検討を継続	避難先市町村との協定及び連携強化 避難所の建設	気象防災情報の利活用に関する広報	各協議会を通じて関係自治体との取組 ⇒気象防災情報の利活用に関する周知・広報の継続実施	気象防災情報の利活用に関する周知・広報の継続実施				
避難誘導の主体	・時間が深夜の場合など、状況によっては人員を確保できない可能性がある ・豪雨の中、安全に誘導できない恐れが考えられる ・車の誘導、渋滞への対策として、交通整理や交通規制等の必要性が考えられる	1-H	地域防災計画に誘導体制について記載	地域防災計画に避難勧告等の発令基準を記載 ⇒R3.11版あり	地域防災計画内に誘導体制について記載。 ⇒R3.3版あり ⇒R4.3版あり	二次被害防止のため、避難困難時の避難行動を回避	地域防災計画に誘導体制について記載 ・防災ガイドブックに早期避難の必要性を掲載。継続して周知	地域防災計画に誘導体制について記載 ⇒R2.2版あり	・避難情報の発令時期を工夫し、避難困難時の避難行動を回避 ・避難訓練を通じて消防団の誘導体制の確立を推進	地域防災計画に誘導体制について記載 ⇒R2.3版あり						
避難に資する設備等の整備に関する事項	防災業務無線、広報車、避難に用いるバス等の整備・確保状況	・広域避難におけるバス利用のニーズの把握が必要 ・バスのニーズをふまえて、民間事業者を含めバス等の輸送手段の確保が必要・効率的な避難者の輸送に向け、バス輸送のための集合場所、避難先、避難経路の設定が必要 ・バスだけでなく、鉄道の輸送能力を念頭に、広域避難における鉄道利用の方針について検討することが必要	1-I	三重交通と協定：バス名鉄四日市タクシー、三重近鉄タクシー、三交タクシーと協定：タクシー		市有バスや民間バスによる区域外への避難訓練の実施 ⇒新型コロナウイルス感染症のため防災訓練を行っていないため未実施	・R1.9に広域避難訓練を実施して、いなべ市の一時滞在施設に移送(対象者：要配慮者) ・要配慮者が利用するバスの乗車実数の把握を福祉部局と整理する。		鉄道等の事前運休に関する影響を検討							
避難に関する協定締結	・避難所使用等に関する協定の締結推進が必要 ・受け入れ先の自治体および住民に、広域避難に関する必要性等について理解を求め、協力を仰ぐことが必要 ・広域避難の全体最適を求めると、一部地域で生じる移動距離・時間の増加などに関する理解の促進が必要	1-J	近隣市町村と締結している広域避難に関する協定に基づき、具体的なオペレーションについて検討を行う	「防災協力パートナー登録制度(仮称)」を創設し、地域の事業所に登録していたき、一時避難先の確保等を図る。	・近隣市町村との避難に関する広域協定を締結している。	木曾三川下流部広域避難実現プロジェクト、東海ネーデルランド協議会等を通じて検討を継続	・市内に店舗や工場がある企業等と「災害時の民間協力一時避難場所に関する協定」を順次締結	木曾三川下流部広域避難実現プロジェクト、東海ネーデルランド協議会等を通じて検討を継続	近隣市町村との避難に関する広域協定を締結							
避難に資する設備等の整備状況	・避難所の拡充及び、避難所までの案内看板等を随時拡充していく必要あり ・設置した設備に対して改善点の検討	1-K	・同報系防災行政無線を桑名市101箇所に整備済	移動系防災行政無線整備	・令和2年度防災行政無線移設整備完了。 ・避難所に看板を設置	・R3年度にデジタル系移動系防災行政無線を高度MCA無線に更新予定。 ⇒R3年度MCAAFハンスに更新完了。使用可能エリアが拡大した。	・同報系防災行政無線・個別受信機のデジタル化 ・防災行政無線と他の配信ツールの情報連携(緊急通報・配信メール連携済み)。今後、HPやGATVとも連携し多重化を図る	避難所に看板を設置	・避難所までの誘導案内の設置 ・平成30年度防災行政無線を更新	避難所への誘導看板の設置 令和元年度に防災行政無線の子局更新 令和4年度に新たに避難所を建設						

2) 迅速な避難と被害の最小化に向けた地域住民の防災意識向上のための取組

事項	項目	内容	区分	概ね5年間で実施する取組																					
				赤:未実施、検討中 黒:R3年度より前に実施済 青:R3年度以降に実施済 深緑:R3年度より前に実施済みであり今後も継続実施 緑:R3年度以降に実施済みであり今後も継続実施																					
				課題		取組状況(R03)		取組状況(R03)		取組状況(R03)		取組状況(R03)		気象台											
		水資源機構中部支社		桑名市		海津市		弥富市		愛西市		津島市		豊江町		飛鳥村		岐阜地方気象台		名古屋地方気象台		津地方気象台			
住民等への周知・教育・訓練に関する事項	想定される浸水リスクの周知	浸水想定区域図、洪水、高潮ハザードマップの公表	想定し得る最大規模の降雨による洪水等の浸水想定区域図を基にした洪水等ハザードマップの策定が必要 ・水害リスク情報の空白地帯が存在する	2-A		H31.3に配布した洪水ハザードマップにて対応 ⇒令和3年9月に新たに作成した、桑名市防災マップ内のハザードマップにて対応	R5.3にハザードマップを全戸配布する	洪水ハザードマップをR3.9に作成、全戸配布。	R3年3月洪水ハザードマップ(L2)・地震ハザードマップ(L2)・ハンドブック作成。 R3年4月全戸配布	R1にて作成し、R2に公表し全戸配布	下配の洪水ハザードマップにて対応。	新たな浸水想定L1・L2及び津波基準水位の公表を受け、令和元年度に新たなハザードマップを策定、全戸配布	令和2年度に洪水ハザードマップ等を策定済み 令和4年度に高潮ハザードマップを策定予定												
						・桑名市防災マップをH31.3に作成し、全戸配布するとともに市HPで公表 ・令和3年9月に桑名市防災マップを新たに作成し、市内全戸に配布するとともに市HPで公表	H29年度ハザードマップの作製配布(30.4.1全戸配布) R1年度津屋川、山陰川、尾瀬川のハザードマップ作製配布(2.4.1)	・愛知県高潮浸水想定が公表される時点で、高潮及び浸水想定ハザードマップを公表予定(R3年度予定) ⇒高潮ハザードマップをR4.3に作成、R4.5に全戸配布。	R4年3月高潮ハザードマップ作成。R4年4月全戸配布	・避難勧告等の判断・伝達マニュアルの見直し ⇒ハザードマップの作成	令和2年度に、L2指定を記載したハザードマップに更新を行い、全戸配布する ⇒令和3年度に更新し、全戸配布済み	新たな高潮浸水想定L1・L2の公表を受け、令和3年11月に高潮ハザードマップを策定、全戸配布	国・県の発表する洪水浸水想定区域図を基に、村独自のハザードマップ等を策定	①防災気象講演会 ⇒新型コロナウイルス感染対策の状況を見ながら計画(R4.11月頃)  ②岐阜県と共同で行う市町村防災担当者向け「防災気象情報に関する講習会」(R4.5.12)	①防災気象講演会 ⇒新型コロナウイルス感染対策の状況を見ながら計画を策定中  ②岐阜県内市町村防災担当者向け「防災気象情報に関する講習会」(R4.5.30)	①防災気象講演会 ⇒新型コロナウイルス感染対策の状況を見ながら計画を策定中(R5.2) ②三重県内の市町村防災担当者向けの研修・気象防災ワークショップ(R4.7.26、R4.8.2) ③防災関係機関及び報道機関向けの「防災情報会議」(R4.6.20)									
住民等への情報伝達	住民等への情報提供	観光客(外国人等)への提供が必要	観光客に限定するものではないが、外国人に配慮した避難場所・避難所表示板及び案内図看板を市内の小中学校等76箇所を設置した。(R3)	2-B		観光客に限定するものではないが、外国人に配慮した避難場所・避難所表示板及び案内図看板を市内の小中学校等76箇所を設置した。(R3)	防災行政無線の親局の改修。音声自動生成装置及び自動配信装置の導入で、テキスト入力用のワンオペレーションで、音声自動放送、メール配信、アプリ配信が可能となった。					防災ラジオの普及 同報無線の内容を自動応答装置 防災ツイッター等の活用 防災アプリケーション導入 多言語ハザードマップの作成予定	・気象庁HP:「危険度分布のハザードマップの水害リスクラインの重ね表示機能を追加 ・気象庁HP:危険度分布など11か国語による気象情報の提供開始 ・気象庁HP:「自らの命は自らが守る」基本的な知識ととるべき行動について学ぶ学習教材eラーニングを提供開始	気象庁HPを通じた防災気象情報の提供、及び、住民への情報理解促進のための周知・広報やツールの提供	気象庁HPを通じた防災気象情報の提供、及び、住民への情報理解促進のための周知・広報やツールの提供										
						・木曾川下流河川事務所とのHPとリンク	弥富市HPと関係機関とのHPのリンクの推進	R2年度CCTVカメラ画像受信装置設置	・河川監視カメラを役場防災指令本部及び木曾岬町防災センターに整備 ・内水位及び港湾に監視カメラを整備(R1) ・非常時にCATVで上記の情報を公開	津島市HPに河川監視カメラHPのリンクを掲載	豊江町HPと関係機関とのHPのリンクの推進 ハザードマップに関係機関のQRコードを掲載、活用推進	河川監視カメラを2箇所設置 カメラの映像については災対本部にて受信													
避難に関する教育・訓練	避難に関する教育	CCTVカメラ映像の提供	・より多くのCCTVカメラ映像の公開と高度化、情報の入手、活用方法の周知 ・より多くの市町村で、河川管理者等のHPとリンクし、公開していく必要あり	2-C		ダム等のHPで貯水池状況等のライブカメラ映像を配信している。	・木曾川下流河川事務所のHPとリンク ・河川カメラの映像をケーブルテレビで視聴することができるよう、市内ケーブルテレビ会社と協定を締結																		
						定期的な広域避難の会議を開催し、各市町での情報共有等の場を設けている。 ・令和3年5月20日から運用開始された新たな避難情報を開設する防災リーフレットを作成し、全戸配布した。																			
						自治会、自主防災組織、各団体からの要望に対して、危機管理課員による出前講座を実施している。 ・小・中学校では木曾川下流河川事務所による水防教育を実施	・自治会、自主防災組織、各団体からの要望に対して、危機管理課員による出前講座を実施している。 ・市役所南館1Fに「防災ぎやらりー」を設けて啓発を行っている。	・自治会、自主防災組織、学校、出前講座を実施。 ・市広報にて定期的に防災について掲載している。 ・市役所南館1Fに「防災ぎやらりー」を設けて啓発を行っている。	・自主防災組織、学校、幼・保育園、各種団体、企業、外国人、要配慮者施設へ出向き出前講座を実施 ・避難所運営訓練の実施	町内会から要望があった場合に前講座を開催	・町内会に対して防災学習会を実施するとともに防災訓練を支援  地区防災計画の策定推進により、意識の向上を図る	地区避難所での防災講話等の実施	防災に関する出前講座への講師派遣	・防災に関する出前講座への講師派遣 日本赤十字社愛知県支部と協力して小学生向け学習教材の作成 ⇒教材の改善を実施中											
		・学校防災教育における意識啓発の手法・内容の検討、およびそれに資するツールの作成が必要	2-F		備蓄食料を配布し、各家庭で防災・災害の話をしてもらう機会となるよう、防災・災害啓発を実施。 中学生への防災学習で、ハザードマップの確認等を取り入れた。	中学生の防災リーダーを育成する「ジュニア防災リーダー養成講座」をR3年度から開催。6名に認定証を授与。 R4は、7月に開催予定。																			
		・関係機関が連携した避難訓練を実施していく必要あり ・地域住民の訓練への参加促進を図る必要あり	2-G		計画はあるが、策定期は未定。  自主防災訓練は、桑名市小学校区30箇所を3年に1回実施するローテーションで実施。年間9～11箇所で開催。 ⇒令和4年度は12箇所で開催予定。	・自主防災組織ごとに防災講話と合わせて防災訓練を実施。令和3年度は5組織が実施。 ・R4年度は、約30組織が実施する見込み。 また、地区社会福祉協議会と市が協働で避難所開設訓練を実施する予定。(R4は2カ所)	・地域防災計画やBCPに基づいた職員防災訓練を実施 ・学区単位の防災訓練を実施	地区や小学校区単位で、市の防災訓練等を実施	・毎年9月1日曜日に防災フェアを実施 ・自主防災会単位の、発災から避難所開設初期までの訓練をし、職員においては災対本部の運営及び各課役割分担に沿って訓練を実施	・学区単位で、自主防災訓練を実施している。	防災訓練において、緊急避難場所への避難訓練の実施を推進	防災訓練や避難所見学会等で避難所までの避難訓練を実施													

事項	項目	内容	区分										概ね5年間で実施する取組						
			課題										赤:未実施、検討中 黒:R3年度より前に実施済 青:R3年度以降に実施済 深緑:R3年度より前に実施済みであり今後も継続実施 緑:R3年度以降に実施済みであり今後も継続実施						
			取組状況(R03) 水資源機構中部支社	取組状況(R03) 桑名市	取組状況(R03) 海津市	取組状況(R03) 弥富市	取組状況(R03) 愛西市	取組状況(R03) 木曾町	取組状況(R03) 津島市	取組状況(R03) 蟹江町	取組状況(R03) 飛鳥村	取組状況(R03) 岐阜地方気象台	取組状況(R03) 名古屋地方気象台	取組状況(R03) 津地方気象台					
水防活動・水防体制に関する事項	河川水位等の情報提供等	水防警報の提供	・下記ツールが、十分に活用されていないおそれあり	3-A		水防計画に水防警報を位置付け	川の防災情報を出前講座などで住民に周知		木曾川下流河川事務所との間でタイムラインを策定	木曾川下流河川事務所との間で「避難指示等のお知らせ」を策定	職員に対して「避難指示等の判断・伝達マニュアル」を改訂済	職員に対しては「避難指示等の判断・伝達マニュアル」の運用のための理解及び必要な知識の習得を推進	村独自のタイムラインは策定済み	現在、河川管理者等との調整予定					
水防活動の実施体制	水防活動の実施者	水防活動の実施者	・水防活動実施者の高齢化により水防工法技術が伝承されにくくなっている	3-B		水防活動は消防団が実施	水防活動は消防団が実施	水防活動に関しては消防団が実施予定。海部地方防災訓練にて水防団として参加	災害時の消防団員の活動を円滑に行うため愛西市消防本部水防活動標準の消防団員の災害応急対策活動における行動マニュアルを策定。市防災担当と消防本部で定期的に意見交換を行う。	⇒行動マニュアル策定	水防活動は、消防団が実施	・水防活動は消防団が実施する。	・避難誘導の中心となる消防団員の活動を円滑に行うため、消防団活動マニュアルを策定済	水防活動の主体は消防団員	・町内会等による住民主体の避難訓練の推進	水防活動は消防団が業務として実施する。	避難誘導の中心となる消防団員の活動を円滑に行うため、消防団活動マニュアルを策定済		
水防資機材の整備状況	水防資機材の整備状況	水防資機材の整備状況	複数箇所の水防対応や大規模な対応が必要となった場合の資機材の不足	3-C		水防倉庫32箇所を年1回点検するとともに、備蓄資材を計画的に補充	水防倉庫を市内8か所に設置済み	⇒5から8か所に拡充	水防倉庫の資機材については、海部地区水防事務所組合が管理している。	土のう袋や木杭など備蓄品は、海部地区水防事務所組合が管理している。	・水防活動の拠点となる木曾町防災センターR3.3未整備	・水防倉庫5箇所を年1回点検するとともに、備蓄資材を計画的に補充	・高台にある防災センターへの集積スキームの確立	・防災倉庫を整理し、即応性を向上	・資機材の補充を継続実施中	・水防事務所組合と連携し、有効な体制づくりを推進	土のう袋や木杭など備蓄品は、海部地区水防事務所組合が管理している。	土のう袋や木杭など備蓄品は、海部地区水防事務所組合が管理している。	土のう袋を収納する土のうステーションを各地区に設置
重要水防箇所公表等	重要水防箇所の公表及び重要水防箇所合同巡視の実施	重要水防箇所の公表	重要水防箇所が認知されていない	3-D		水防活動を担う方との連携強化を図るため、合同巡視を実施	地域防災計画に記載して周知を行っている。	地域防災計画に記載して周知を行っている。	木曾川下流河川事務所が実施する合同巡視に参加。	木曾川下流河川事務所が実施する合同巡視に参加。	海部建設事務所が実施する河川合同巡視に参加。	・蟹江町HPの地域防災計画付属資料において公表中	・重要水防箇所に関するパトロール体制等について地域防災計画を修正	地域防災計画に記載して周知。					
市町村庁舎の浸水時の対応に関する事項	市町村庁舎の浸水対策	市町村庁舎の浸水対策	・浸水時の耐水対策の推進	3-E		自家発電機を屋上に移転させ、災害対策本部を3階に設置済	浸水想定区域内に庁舎があるため、浸水対策を実施済み	災害対策本部を3階に設置済	令和2年5月より新庁舎運用開始。地上6階、免震構造。災害対策本部は4階に設置。6階に非常用電源の発電機室、燃料を地下と6階に備蓄、受水ポンプ室2階に整備済。	GLより1.8m高い1階フロアがあり、1階の全ての出入り口に高さ80cmの止水板が設置できるようにしている。また、災害対策本部は庁舎3階に設置されている。(H28実施)	・複合型施設が完成、庁舎1階をロビーとして中間免震を採用した行政棟の4階に、防災指令本部、資機材倉庫、防災行政無線室および排水機集中管理室等、防災拠点を設置	浸水想定区域内に庁舎があるため、災害対策本部を3階に設置済	浸水想定区域内に庁舎があるため、危機管理担当課及び機材を2階へ移動	浸水想定区域内に庁舎があるため、危機管理担当課及び機材を2階部分に設置	浸水想定より高い2階部分に災害対策本部を設置	非常用発電機も駐車場の2階部分に設置			
氾濫水の排水に関する事項	排水設備の操作・運用	排水設備の操作・運用	・排水設備の位置、規模等の情報を関係機関で共有できていない	4-A		・樋門・水門等の定期的な点検を実施。	樋門等は、平常時から定期的な保守点検を行うとともに出水時の樋門等の操作は、操作規則を定めて開閉等を実施	平常時から水門を運用している。	河川や排水路を管理する各々の土地改良区により操作規則を定めて樋門の開閉や排水機の操作を行っている。	平常時から、排水機場の運転管理を土地改良区に委託	排水施設は主に土地改良区が操作、運用している。	排水設備は主に土地改良区が操作、運用している。	状況はカメラとモニターにて確認できるようになっている。						
災害対策車両等の操作・運用	災害対策車両等の操作・運用	災害対策車両等の操作・運用	木曾川下流河川事務所等で所有している災害対策車両に関する情報の市町村への周知が不十分	4-B		・防災フェアを開催し、災害対策車両の展示を行った。	木曾川下流河川事務所が実施する災害対策車両等の操作研修に参加。	木曾川下流河川事務所が実施する災害対策車両等の操作研修に参加。	木曾川下流河川事務所が実施する災害対策車両等の操作研修に参加。	木曾川下流河川事務所が実施する災害対策車両等の操作研修に参加。	国が主催する排水操作訓練への参加	総合防災訓練等における展示を継続して企画	・災害時に公用車を避難させるための立体駐車場を設置	・防災訓練にて車両展示し、周知等を行った。(令和元年度)					
排水計画	排水計画の策定状況	排水計画の策定状況	より具体的な計画となるよう、排水計画の改定が必要	4-C									排水計画策定の検討						
地域BCP	地域BCPの策定状況	地域BCPの策定状況	・住民一人一人の避難行動の認識の徹底	4-D		地域防災計画の災害対策本部組織を大幅に再編し、各担当チーム内でBCP等を再検討していく。	企業BCPの策定を企業に求めていく。策定のためのハザード等の情報提供を積極的に行う。企業からの相談体制を整えていく。						被災者及び地域の早期復旧を目的とした地域BCPの策定の検討。	減災ハンドブックに「我が家の安全MAP」など住民が災害時に自分で考え、行動するための項目がある。					

4) 河川管理者によるハード対策(洪水氾濫を未然に防ぐ対策、危機管理型ハード対策、その他防災・減災に備えるハード対策)

事項	項目	内容	区分										概ね5年間で実施する取組					
			課題										赤:未実施、検討中 黒:R3年度より前に実施済 青:R3年度以降に実施済 深緑:R3年度より前に実施済みであり今後も継続実施 緑:R3年度以降に実施済みであり今後も継続実施					
			取組状況(R03) 水資源機構中部支社	取組状況(R03) 桑名市	取組状況(R03) 海津市	取組状況(R03) 弥富市	取組状況(R03) 愛西市	取組状況(R03) 木曾町	取組状況(R03) 津島市	取組状況(R03) 蟹江町	取組状況(R03) 飛鳥村	取組状況(R03) 岐阜地方気象台	取組状況(R03) 名古屋地方気象台	取組状況(R03) 津地方気象台				
河川整備に関する事項	洪水氾濫を未然に防ぐ対策の実施	洪水氾濫を未然に防ぐ対策の実施	・河川整備計画で目標とする流量に対し、流下能力が不足している区間あり	5-A		対象工事実施中(流下能力対策)	対象工事実施中(流下能力、浸透、パイピング対策)	対象工事実施中(流下能力、浸透、パイピング対策)	対象工事実施中(流下能力対策)									
危機管理型ハード対策の実施	危機管理型ハード対策の実施	危機管理型ハード対策の実施	一部、天端の保護が未施工の区間あり	5-B		対象工事実施済(天端の保護)	対象工事実施中(流下能力対策)											
その他防災・減災に関する事項	防災拠点等の整備	防災拠点等の整備	防災拠点の的確・円滑な運用に向けたルールづくりが必要	5-C		星見ヶ丘地区(市内丘陵地)に防災拠点施設を整備済	協定により指定緊急避難場所、指定避難所の追加。						災害対策本部等の機能向上を継続実施中	・地区避難所を新規に5か所建設	・令和4年度に新たに1か所建設予定			
						令和2年11月に桑名市防災拠点施設の竣工式を実施し、順次備蓄物を搬入、保管している。	高須地域に防災拠点施設を整備予定	既存の公共施設の避難所の避難スペースの見直し。民間施設との協定を結び緊急時避難場所を整備している。また防災WSなどで緊急時避難場所や垂直避難等を周知している。	旧永和荘跡地にR4年度から供用開始できるよう要知照が広域防災活動拠点を整備中。	・北部・南部地区避難タワーを整備	・木曾町防災センター(源郷地区河川防災ステーション内)を整備	・備田川(上流・下流)排水机上に外付け階段を整備	・小中学校に外付け階段を整備					
	適切な土地利用の促進	適切な土地利用の促進	適切な土地利用の促進及び、災害情報の共有体制強化による「人的被害・社会経済被害の最小化」。「逃げ遅れによる人的被害ゼロの実現」を追求する。	5-D		災害情報の共有として、スマートフォンや携帯電話を所持していない方に対して、桑名市緊急防災ラジオの貸与を実施。	R5.3にハザードマップを改訂するので、住宅等の立地に活用するよう周知。LOGOチャットによる情報共有の強化。						『市町村防災支援システム』を今年度から導入し、災害時の情報共有の徹底を図る。	防災情報メール、防災情報アプリへの登録推進	災害時に、防災メールやツイッター等を活用して情報共有を図っている			